「平成14年10月1日及び同月2日の暴風雨による災害についての激甚災害の指定並び にこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案」について

激甚災害名

「平成14年10月1日及び同月2日の暴風雨による災害」

10月1日及び2日に、台風21号の影響により北海道等において森林の倒伏等の甚大な被害が生じた。

被害の発生状況

都道府県名	被害状況	面積	被害額
北海道	折損、倒伏による被害	8,418ha	2 , 7 3 4 百万円
岩手県	"	3 ha	2百万円
千葉県	<i>II</i>	2 2 ha	7百万円
計		8,443ha	2 , 7 4 3 百万円

適用すべき措置の概要

森林災害復旧事業に対する補助

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第11条の2)

激甚災害を受けた森林の被害額及び被害面積が一定以上の市町村の区域において 都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採、搬出、 被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、国が当該事業費の 1/2を補助する。

都道府県の行う事業に対し 1/2

都道府県以外の者が行う事業に対し 2/3(都道府県1/6、国1/2)

連絡先

内閣府政策統括官(防災担当)付 石井、磯貝、大石 03-5253-2111(代)(51205・51210) 03-3501-5408

政令第

号

平成十四年十月一日及び同月二日の暴風雨による災害についての激甚災害の指定並びにこれに対し適

用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二

条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」とい

う。)第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げると

おり指定する。

いう。) によるものをいう。 圧で、同年十月二日に北緯四十六度十二分東経百号(同年九月二十七日に北緯十五度三十六分東経	四十一度六分において温帯低気圧となったものをいう。)による・
法第十一条の二に規定する措置	災害平成十四年十月一日及び同月二日の暴風雨による
適用すべき措置	激甚災害

附 則

この政令は、 公布の日から施行する。